

## 浄水場からの放射性物質検出に関する弊社の見解(第 2 報)

アルカリイオン整水器メーカーの製品で、「放射性物質ヨウ素131除去」との報道が一部にあり、弊社にも一部問い合わせがありましたので、弊社の見解をお知らせします。

弊社も同じ方法で、弊社製品アルカリイオン整水器3機種と浄水器3機種の簡易試験を行いました。その結果と弊社の見解は下記の通りです。

### 1. 簡易試験内容と結果

福島県相馬郡飯舘村のヨウ素(131)を含む水道水の弊社製品6機種への初期通水時データ。

アルカリイオン整水器		水道水	ろ過水	家庭用浄水器		水道水	ろ過水
1	HU-88	55Bq/kg	検出せず	4	TWINE	55Bq/kg	検出せず
2	NDX-101LMW	55Bq/kg	検出せず	5	EXL-20	55Bq/kg	検出せず
3	WATER STATION	55Bq/kg	検出せず	6	CHW-10	55Bq/kg	検出せず

(財団法人食品環境検査協会調べ)

試験は4月2日に飯舘村にて水道水を取水し、翌日弊社の研究所において製品の通水試験を実施致しました。

取水した水道水をろ過し採水した水を、財団法人食品環境検査協会にて調べた結果、全ての製品で「検出せず」との事です。

本来、JIS S3201 の除去性能試験は、規定水量にて 10 分間通水後の検体で試験を行い、さらに、ろ過能力の評価においては、規定水量で連続的に通水し評価致します。

弊社では3月24日の我が社の見解の時点にも簡易試験の方法もありましたが、正しいデータは得られないとの判断から敢えて実施しておりません。

### 2. アルカリイオン整水器は浄水器ではありません

アルカリイオン整水器は浄水器ではありませんが、浄水機能は付いています。

よって一部報道による「整水器でヨウ素除去効果」は本来正しくありません。

アルカリイオン整水器は、厚生労働省告示第 112 号において、「家庭用医療機器であるアルカリイオン整水器(家庭用電解水生成器)の使用目的は胃腸症状改善のための飲用アルカリ性電解水の生成」と定められております。この効能効果を得られる水を生成する装置がアルカリイオン整水器です。

アルカリイオン整水器は、JIS T2004 にて、製品の規格が定められており、浄水能力を有するものは、家庭用浄水器の試験規格である JIS S3201 による試験にて、浄水性能を表示することになっております。

### 3. 弊社の見解

結論：上記の簡易試験データをもって本来の除去性能を示すものではないと結論づけました。

理由：先の3月24日弊社見解の通り、厚生労働省健康局水道課長（平成23年3月19日健水発0319第1号）より示唆された活性炭処理による除去効果を示す知見により、浄水場で活性炭の投入量を増加し対応していることから、放射性ヨウ素（ $^{131}\text{I}$ ）は活性炭による吸着除去として有効であると考えられています。

但し、放射性物質とろ過能力のデータに関しましては、家庭用浄水器の除去対象物質では無く、水質基準項目にも無く、除去性能試験方法も現時点では無いためです。

弊社では本来、除去性能・ろ過能力は、長期に亘り十分な試験と検証を行い、科学的データに基づいた上で、評価され公表すべきであると考えております。

今後更なる製品研究に努めると同時に、家庭用浄水器・アルカリイオン整水器において本来の目的を普及する活動を行ってまいります。

また、放射性物質に関しての新たな情報が入り次第、ホームページ等でご報告させていただきます。

### 4. 注意とお願い

弊社ではこのような浄水場からの放射性物質検出という状況下において、しっかりとした科学的データに基づいて評価されてから公表すべきであるとの立場を取っております。

消費者の皆様への不安や誤解・混乱を招く事がないように、業界の一員として今後とも注意を払って参りますが、消費者の皆様、特に被災地の皆様は間違った情報で判断されない様にくれぐれもご注意下さいますよう、お願い申し上げます。

商品、その他のお問い合わせは、弊社または一般社団法人浄水器協会・アルカリイオン整水器協議会にお問い合わせください。

OSGコーポレーション コンシューマーセンター

フリーダイヤル **0120-065-631**

（受付：平日 9:00~18:00 土日祝・年末年始及び夏季休暇除く）